

狛江市の権利擁護支援及び 成年後見制度の利用に 関するご案内



※下記の赤線箇所は「認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が十分ではない方」と修正。

~~物事を判断する能力が十分ではない方、~~
※下記の赤線箇所は「将来に不安をお感じの高齢者の方」と修正。
~~将来に不安をお感じの方、~~

その家族の方等へのご案内です。

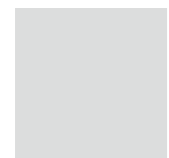
刊行物番号 R4- ●

狛江市の権利擁護支援及び成年後見制度の 利用に関するご案内

令和5（2023）年●月発行
発行：狛江市
狛江市和泉本町1丁目1番5号
電話 03（3430）1111

もくじ

- 1 権利擁護支援とは・~~ライフステージにあわせた~~権利擁護支援に関する制度
..... P1・2
- 2 こんな心配ありませんか？（権利擁護支援の事例）..... P3
- 3 元気なうちから「もしも」に備える（エンディングノートの活用）... P4
- 4 元気なうちから「もしも」に備える（任意後見制度の利用）..... P5
- 5 日常生活のちょっとした手続きの支援（地域福祉権利擁護事業）..... P6
- 6 自分一人では心配...支援をしてほしいと思ったら（成年後見制度）
..... P7・P8
※下記の赤線箇所は「消費者被害」・「虐待かな？と思ったら」と修正。
- 7 あなたや周りの人は大丈夫？（~~虐待かな？と思ったら~~「消費者被害」）
..... P9
- 8 相談先一覧 P10



音声コード

もっと詳しく知りたい方は [狛江市 権利擁護 相談](#) 🔍

※狛江市のホームページをご覧ください。



狛江市 HP の
二次元コード



音声コード

狛江市が目指す権利擁護支援とは

憲法により、「私たちは生まれながらにして、自分の生き方や生活について、他者から干渉を受けることなく、自らの意思で決めることのできる権利、個人として尊重される権利、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」などが認められています。

このような権利に対する侵害、危害等から守ること、本人の意思を尊重し、「その人らしい」生活の実現を目指すことにより権利擁護が図られます。

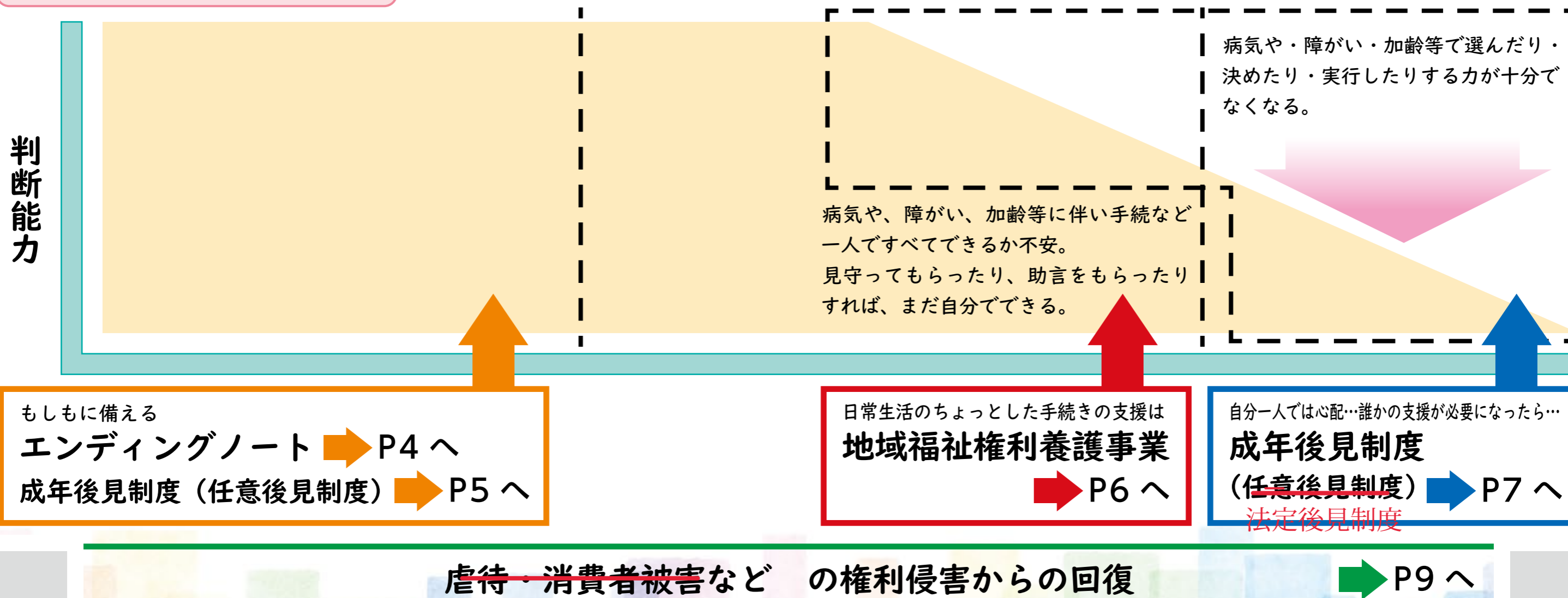
また、権利擁護支援では、支援者が本人の判断能力が十分でなくても、地域共生社会の一員として、一人の人間として本人の意思を尊重し、「どのように生きたい」のか、「その人らしい暮らし」とは何か、ということに配慮し、

それが実現できるよう支援することが重要です。

市では、虐待や消費者被害などにより権利が侵害されたり、自分自身の手続きをすることが難しくなったりして、生きづらさを感じる場合でも、権利侵害を速やかに解消し、本人が必要な支援を受けながら地域社会に参加し、活躍できるよう、支援を進めます。

※地域共生社会とは、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながりすべての住民が、障がいの有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくことを目指すもの」となっています。

権利擁護支援に関する制度



もしもに備える

エンディングノート → P4 へ

成年後見制度 (任意後見制度) → P5 へ

日常生活のちょっとした手続きの支援は
地域福祉権利養護事業

→ P6 へ

自分一人では心配...誰かの支援が必要になったら...

成年後見制度

(任意後見制度) → P7 へ

法定後見制度

虐待・消費者被害などの権利侵害からの回復

→ P9 へ

※上記の赤線箇所は「消費者被害・虐待」と修正

1

2

こんな心配ありませんか？

病気や障がいがあるけれど、自分でできることはたくさんあるので、手続きやお金の管理など支援をしてほしい。



終活について考えたい。



親による支援が難しくなってきた時に備えて、障がいや病気を持つ子の将来を相談したい。



病気などで、支援が必要になった時、福祉サービスの手続きや支払いなど支援をしてほしい。



消費者被害にあったり、虐待にあたりしたらどうしよう。



病気になったり、認知症になったりした時、誰にどのように支援してもらおうかあらかじめ決めておきたい。



息子が年金を渡してくれない。勝手に貯金を使ってしまふ。誰に相談したらよいのか。



自分のことは、自分で決めたいけれど、どのように決めたらよいか、手続きなどが不安。



元気なうちから「もしも」に備える

エンディングノートの活用

狛江市では、平成26年度に行政提案型市民協働事業として、「みんなでエンディングノートを考え、作ろう！」というテーマで、市と共にエンディングノートの作成を行う市民団体を一般募集しました。市民団体「NPO法人狛江共生の家」が応募し、公開プレゼンテーションを行い、市の承認を得て、事業を実施することが決定しました。

平成27年4月から作成作業や、他市でオリジナルエンディングノートを作成した経験のある方を招き、勉強会を開催し、ケアマネジャー、成年後見人として高齢者の支援をしている方、「終活」支援をしている方、エンディングノートを書いた経験のある方等を含めて意見交換を行いました。「関わる人たちに自分のことを知ってもらうため」、「もしものことがあったときのため」、大切な人たちに伝えたいこと等を書き出すことによって、気持ちや考えが整理されてくることでしょう。エンディングノートを書いて、新たなスタートをふみ出してみてもいいでしょうか。

狛江市エンディングノートは、病気になったときのこと、判断能力が低下したときのこと、葬儀のこと、お墓のこと、預貯金等の資産のことなどを記入することができます。

エンディング
ノート画像



狛江市
エンディングノート
二次元コード

元気なうちから「もしも」に備える

任意後見制度の利用

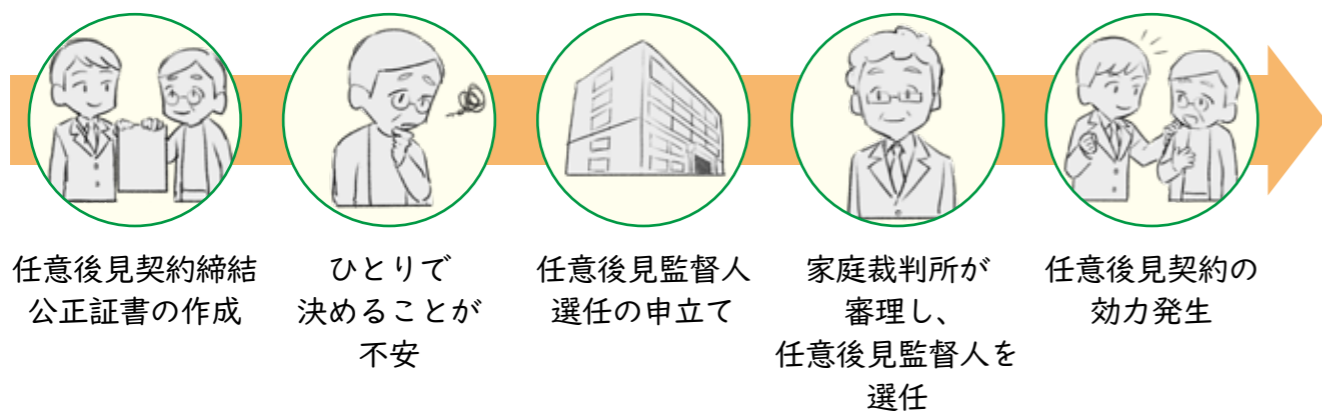
ひとりで決められるうちに、認知症になった場合等に備えて、あらかじめご本人自らが選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

任意後見契約は、公証人の作成する公正証書によって結ぶものとされています。

ご本人がひとりで決めることに心配が出てきた場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。契約で定められた任意後見人が、任意後見監督人の監督の下に、契約で定められた特定の法律行為をご本人に代わって行うことができます。

申立てることができるのは、ご本人やその配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者（任意後見契約の相手方のこと）です。

任意後見利用開始（発効）手続の流れ



任意後見契約公正証書の作成に必要な費用について



- 作成の基本手数料…………… 11,000 円
- 登記嘱託手数料…………… 1,400 円
- 登記所に納付する印紙代…… 2,600 円
- その他…………… ご本人らに交付する正本等の証書代、
登記嘱託書郵送用の切手代など

※任意後見制度も成年後見制度のうちのひとつです。

日常生活のちょっとした手続きの支援

地域福祉権利擁護事業（狛江市社会福祉協議会あんしん狛江）

★ご利用できる方（狛江市民）

物忘れや認知症のある高齢者の方、知的障がいのある方、精神障がいのある方で、判断能力が十分でなく自己選択や自己決定に支援が必要な方。上記で、サービスの内容を理解し、契約をする能力のある方。

★お手伝いの内容

★福祉サービス利用援助【基本サービス】

定期的に訪問し、福祉サービスの利用に関する手続きや支払いの支援を行います。

★日常的金銭管理サービス【選択サービス】

日常生活に必要な預貯金の払戻しや預け入れ、公共料金等の支払いを支援します。必要に応じて日常生活で使用する通帳をお預かりすることもできます。

★日常生活支援サービス【選択サービス】

サービスを利用している方について、ご自宅に届いた郵便物をご本人と一緒に確認し、各種行政手続きなどがスムーズに行えるよう支援をします。

★書類など預かり【選択サービス】

通帳、実印、年金証書、保険証書、権利証、契約書など日ごろ使用しない大切な書類をお預かりします。※マイナンバー関連のものは対象外

★ご利用料金 ※変更する可能性があります

お手伝いの内容		ご利用料金
福祉サービス利用援助		1回 30分まで 750円 以降 30分までごとにプラス 600円
日常生活支援サービス		
日常的 金銭管理	ご利用者管理の通帳を使用しての支援	1回 60分まで 3,000円 以降 30分までごとにプラス 600円
	お預かり通帳を使用しての支援	
書類などの預かり		1,000円（1か月の料金）

※上記利用料金のほか、ご利用者宅からサービス提供機関や金融機関に出向いた際に生じる交通費実費についてはご利用者負担となります。

自分一人では心配…支援をしてほしいと思ったら（成年後見制度）

こんなことはありませんか？



もの忘れが多くて、同じものを買ってしまうことが増えた…。
今後は心配だ。

親が倒れてしまった。お金の管理が苦手で、親に任せていたが、今後は誰かに任せたい。



この制度の利用について 困ったり・悩んだりしたら…。

この制度を利用した方がよいのか？ 心配なことなどがあれば、身近なケアマネジャーや地域包括支援センター・計画相談などの福祉の専門職にご相談ください。

相談をする方がいない、もしくはできない場合は狛江市や狛江市社会福祉協議会までご相談ください。

必要に応じて弁護士等の無料相談（PIO④）を受けることができます。



どんな書類が必要？

必要な書類はPIOの「相談先一欄」に記載のある市内相談窓口他、東京家庭裁判所後見サイトからダウンロードができます。

※説明を受けたい方、専門職に書類作成を依頼したいなどのご相談はあんしん狛江（PIO④）までご相談ください。

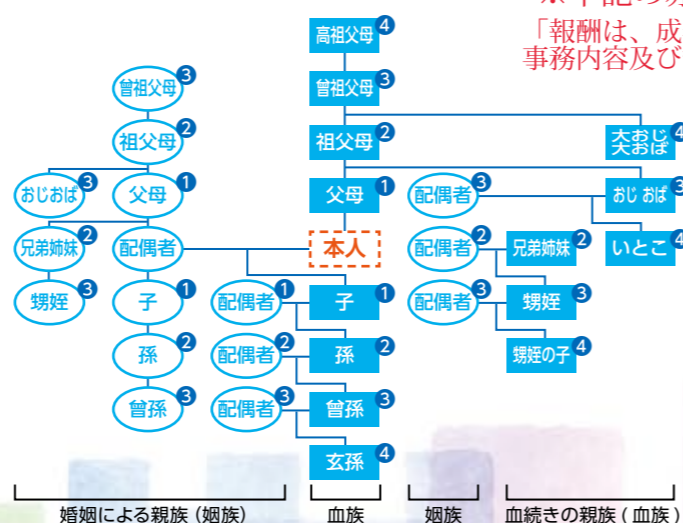
誰が申立てられるの？

本人・配偶者・四親等内の親族が、申立てることができます。

※申立てをできる人がいない場合はご相談ください。



四親等内の親族とは？



成年後見制度は、知的障がい・精神障がい・認知症などによって、ひとりで決めることに、不安や心配のある人が色々な契約や手続きをするときにお手伝いをする制度です。

どんな支援（お手伝い）をしてくれるの？



類型によりできる支援（お手伝いの範囲）が異なります。

一緒に何をどのように手伝ってくれるのか、相談をしましょう。

	補助	保佐	後見
対象となる人	重要な手続・契約の中で、ひとりで決めることに心配がある方	重要な手続・契約などを、ひとりで決めることが心配な方	多くの手続・契約などを、ひとりで決めることがむずかしい方
受けられるお手伝いの範囲	一部の限られた手続・契約などを ・いっしょに決めてもらう ・とりけしてもらう ・代わってもらう	財産にかかわる重要な手続・契約などを ・いっしょに決めてもらう ・とりけしてもらう ・代わってもらう	すべての契約などを ・代わってもらう ・とりけしてもらう

※補助、保佐の場合、お手伝いしてもらうことを変更することができます。
※むずかしい手続や契約などを、あなたに代わってしてもらうお手伝い（代理権）やいっしょに決めてもらうお手伝い（同意権）を付け加えるときは、別にお金がかかります。

その人らしい生活への一歩

狛江市では
権利擁護支援ネットワークを作りチームで暮らしを支援することをめざします。

後見人には誰になれるの？

成年後見人などになれるのは…

親族



あなたにとって身近な頼れる人

市民後見人



専門的な研修を受けた地域の人

専門職



福祉や法律の専門家
（社会福祉士、司法書士、弁護士など）

福祉関係の法人



こんなことが心配…

Q: 成年後見人等に専門職が選ばれた場合、報酬はかかるの？ 払えない場合どうしたらよい？

A: 報酬はご本人の資力や収入、後見人の業務にあわせて家庭裁判所が決めます。目安は東京家庭裁判所後見サイトをご確認ください。支払いが難しい方については、狛江市の助成制度がございます。要件がございますので、狛江市（PIO②）にお問い合わせください。

Q: 後見人などになる人は裁判所が最終的に決めると言われました。うまくいかなかったらどうしよう？

A: 我慢をせずに、専門の窓口にご相談しましょう。制度を利用する人が、「してほしいお手伝い」について、相談にのってくれます。

※①と②を入れ替え

あなたや周りの人は大丈夫？

虐待かな？と思ったら

身体的虐待

・叩く・つねる・ベッドに縛り付ける

心理的虐待

・怒鳴る・意図的に無視する

経済的虐待

・金銭を勝手に使う
・生活に必要なお金を渡さない

性的虐待

・裸にする
・性的行為を強要する

ネグレクト（放置・放棄）

・十分な食事を与えない・不潔な住環境で生活させる

これ！あてはまるかもしれない！と思ったら…

障がいや病気のある人 → P10 ①の相談窓口

高齢者 → P10 ①・⑤の相談窓口

まで、お早めにご相談ください

消費者被害

訪問販売や電話勧誘販売で…

・高額な布団を次々に購入させられた。
・執拗な勧誘を受け、断り切れずに新聞購読の契約をした。



これ！あてはまるかもしれない！と思ったら…

悪質商法の被害にあったり、不安を感じたとき…

→ P10 ③・⑤・⑦の相談窓口

まで、ご相談ください

周りの方々の見守りが、消費者トラブルを防ぎます。ご家族の方などと、日ごろから、コミュニケーションをとって、何でも相談しあえる環境を作っていくことが大切です。



相談先一覧

1

相談先機関名		電話番号	備考
①	高齢者・障がいのある人の 権利擁護相談 福祉相談課	03-3430-1111 (代表)	※年末年始・祝日を除く 月曜日～金曜日 午前8時30分～ 午後5時
	② 狛江市役所 申立て費用や成年後見人等の 報酬助成 福祉政策課		※福祉相談課：虐待の通報 は、平日夜間、土・日曜日、 祝日は市役所宿直室で対 応していますので、代表 番号におかけください。
	③ 消費者被害等の相談 狛江市消費生活センター (狛江市役所2階 地域活性課内)		※祝日及び年末年始を除く 月曜日～金曜日 午前9時～正午 午後1時～4時 ※受付は午後3時まで
④	成年後見制度等に関するお問い合わせ・相談 地域福祉権利擁護事業・弁護士相談 狛江市社会福祉協議会 あんしん狛江	03-3488-5603	※年末年始・祝日を除く 月曜日～金曜日 午前8時30分～ 午後5時15分 ※弁護士相談は毎月第3水 曜日午後1時～4時 ※事前予約制・相談料無料
※下記の赤線箇所は③のとおり修正 地域包括支援センター 高齢者の介護や介護予防に関する相談、虐待・消費者被害などの権利擁護相談			
⑤	あいとぴあ地域包括支援センター (東和泉・中和泉・元和泉・西和泉にお住まいの方)	03-5438-3565	※年末年始・祝日を除く (あいとぴあ地域包括支援セ ンターは第3土曜日を除く) 月曜日～土曜日 午前8時30分～ 午後5時30分
	地域包括支援センターこまえ正吉苑 (和泉本町・野川にお住まいの方)	03-5438-2522	
	地域包括支援センターこまえ苑 (岩戸・猪方・駒井町にお住まいの方)	03-3489-2422	
⑥	狛江市に住民票のある方の法定後見申立て先 東京家庭裁判所立川支部	042-845-0322 042-845-0324	※年末年始・祝日を除く 月曜日～金曜日 午前8時30分～ 午後5時
⑦	消費者ホットライン ※全国共通ダイヤル	188	※年末年始を除く

2

※③高齢者の権利擁護相談（消費者被害・虐待など）、介護や介護予防に関する相談